

福島県と株式会社日本政策投資銀行との産業復興に関する連携協定書

福島県（以下「甲」という。）と株式会社日本政策投資銀行（以下「乙」という。）は、相互に連携を図り、福島県の東日本大震災からの産業復興と持続的な発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、地域経済活性化に向けた地域産業の振興、観光の振興及び地域の魅力発信を推進していくための情報収集・戦略検討・人材育成等を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、連携して総合的な情報交流・助言・協力等（以下「情報交流等」という。）を進め、次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1)企業誘致の推進に関する事。
- (2)再生可能エネルギー関連産業、医療関連産業の集積・育成に関する事。
- (3)県内企業の復興支援に関する事。
- (4)観光の復興、交流人口の拡大に関する事。
- (5)県産品の販売・振興に関する事。
- (6)産業人材の育成に関する事。
- (7)まちづくり支援に関する事。
- (8)その他産業復興に関する事。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項に係る情報交流等について必要に応じて具体的内容を協議し、進めていくものとする。

3 前項の協議等により個別の調査等の業務が必要と判断された場合は、別途、甲乙間で業務に関する個別の委託契約等を締結することを検討するものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、甲及び乙が合意した時は、この協定を更新することができる。

（疑義等の決定）

第4条 本協定に定めのない事項が発生したとき又は本協定に関して当事者間に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、その対応を決定するものとする。

この協定を証するものとして本協定書2通を作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成25年3月8日

(甲) 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県
福島県知事

佐藤雄平

(乙) 東京都千代田区大手町一丁目9番6号
株式会社日本政策投資銀行
常務執行役員

橋本哲夫